〇一関工業高等専門学校退学者の再入学に関する規則

(令和6年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則(以下「学則」という。)第26条第2項に規定する本校退学者の再入学に関し、必要な事項を定める。

(再入学資格)

- 第2条 本校の退学者で、勉学の意志が強固で再入学を希望する者とする。ただし、次の各号に掲 げる者の再入学願書は受理しない。
 - 一 再入学を希望する年度の前年度に退学した者
 - 二 学則第39条により懲戒処分として退学を命ぜられた者及びこれに準じた指導措置により 退学した者
- 2 専攻科への再入学を希望する者については、前項第一号の「再入学を希望する年度の前年度に 退学した者」とあるのは、「再入学を希望する日の時点において退学から1年以上を経過してい ない者」と読み替えるものとする。

(再入学の時期)

- 第3条 再入学の時期は、学年の始めとする。
- 2 専攻科への再入学の時期については、前項の規定にかかわらず、学年の始め又は後期の始めとする。

(出願手続き)

- 第4条 再入学を出願する者は、本校所定の再入学願書(様式第1号または様式第2号)に検定料 を添えて、再入学を希望する年度の前年度11月末日までに校長に提出しなければならない。
- 2 専攻科への再入学を出願する者のうち後期からの入学を希望する者については,前項に規定する書類を5月末日までに校長に提出しなければならない。

(再入学の選考)

第5条 再入学の選考は、口頭試問、面接及び在学中の学業成績を総合して行う。

(再入学系等)

- 第6条 再入学が許可される系は、退学時に在籍していた系とする。平成28年度以前に本校へ入 学した者については、再入学を希望する系と退学時の学科を勘案して、入学試験委員会において 決定する。
- 2 専攻科への再入学が許可されるコースは、退学時に在籍していたコースとする。令和3年度以前に専攻科へ入学した者については、再入学を希望するコースと退学時の専攻を勘案して、入学 試験委員会において決定する。

(再入学学年)

第7条 再入学を許可する学年は、退学時に在籍していた学年と同一学年又は1年上位の学年とし、 再入学試験の結果及び退学時の修得単位を勘案して、入学試験委員会において決定する。

(在学年限)

- 第8条 再入学を許可された学生の在学年限は、再入学前の在学期間を通算し、学則第3条に定める期間とする。ただし、退学時までの在学期間のうち1年に満たない期間については、通算しないものとする。
- 2 専攻科への再入学を許可された学生の在学年限は、再入学前の在学期間を通算し、学則第44 条に定める期間とする。ただし、退学時までの在学期間のうち半期に満たない期間については、 通算しないものとする。

(既修得単位数及び成績)

- 第9条 再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は,再入学を許可された学年の下位の学年までの修得単位数及び成績とする。
- 2 専攻科への再入学を許可された学生の既修得単位数及び成績は、前項の規定にかかわらず、退学までの間に認定されたすべての既修得単位数及び成績をそのまま認定するものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年3月14日から施行する。

再 入 学 願 書

年 月 日 一関工業高等専門学校長 殿 氏名(自署)_____ 住 所 保護者等氏名(自署)_____ 保護者等住所_____ 下記のとおり再入学を志願しますので、ご許可くださるようお願いいたします。 記 再入学志望系・学年 未来創造工学科____系・___系・___年 退学時の学科・系・学年 再入学志望理由

再 入 学 願 書

年 月 日 一関工業高等専門学校長 殿 氏名(自署)_____ 住 所 保護者等氏名(自署)_____ 保護者等住所_____ 下記のとおり再入学を志願しますので、ご許可くださるようお願いいたします。 記 退学時の専攻・コース・学年 ______ 専攻_____ コース・____年 再入学志望理由